

1 基本計画策定の趣旨

わが国では、持続可能な循環型社会^{注1)}を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」(平成13年1月完全施行)が施行され、循環型社会を推進していくための基本的枠組が定められた。

これを受け、四條畷市(以下「本市」という。)においては、平成15年3月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、循環型社会の形成に向けた様々な施策を推進してきた。

しかしながら、ごみの発生抑制及び再生利用並びに適正な処理やエネルギー回収といった取組など、住民や事業者はもとより本市のごみ行政に課せられた役割が大きくなってきたこと、また、平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画において、持続可能な社会は「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されたことなどにより、当時の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などと照らし合わせ、平成19年度に基本計画の見直しを行った。

現在、基本計画見直しから6年が経過し、ごみ問題、地球環境問題、自然災害、エネルギー問題など、住民を取り巻く環境は急激に変化しており、行政においても住民ニーズの多様化及び複雑化に対応しつつ、将来を見据えた持続可能なまちづくりがより求められるようになってきている。

これらの状況を踏まえ、今後、本市におけるごみの発生抑制や再生利用などの取組をより一層進めていくために、平成19年度に策定した基本計画の一部見直しを行い、基本計画【後期計画】として策定することとした。

このことにより、市民、市議会議員、学識経験者、廃棄物関係団体等関係者で構成する「環境審議会」を開催し、計画内容の検討を行った。

今回の基本計画【後期計画】の策定にあたっては、今後4年間の本市におけるごみの発生抑制や再生利用などについて、基本理念に基づく4つの基本方針を定め、各種施策を展開し、循環型社会の形成に向けた取組を進めていくものとする。

注1) 循環型社会：大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、ごみの発生抑制や再生利用を実践し、天然資源の消費が抑制された将来にわたって持続可能な社会のこと。

2 基本計画の位置付け

基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく廃棄物に関して市町村が策定するマスタープランとする。

なお、基本計画は、次に示すような法体系の中に位置付けする。

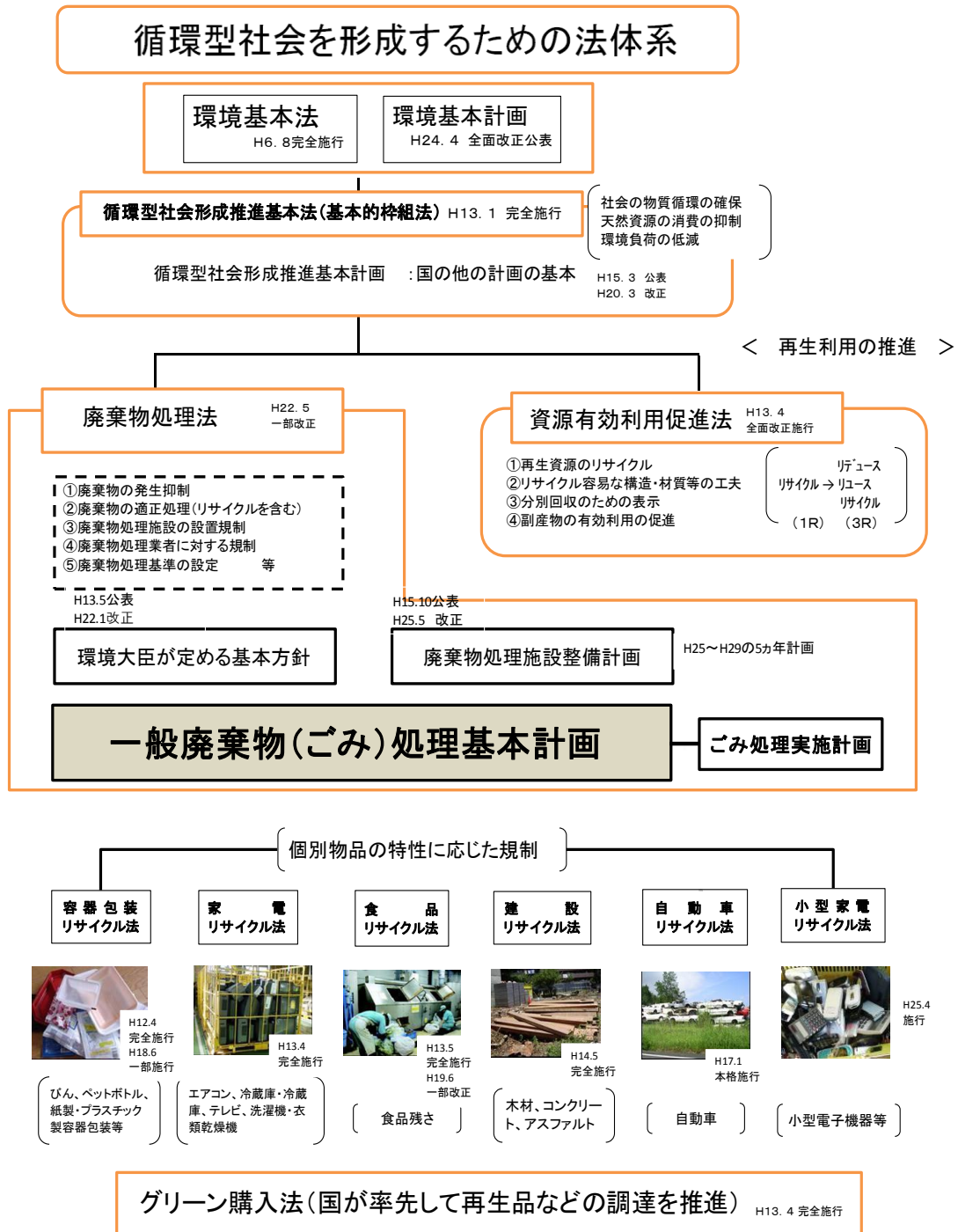


図1.2.1 基本計画の位置付け

3 計画期間

平成19年度に策定した基本計画では、計画策定の次年度である平成20年度から平成29年度までの10年間で全計画期間とし、前期計画期間を平成20年度から平成24年度、後期計画期間を平成25年度から平成29年度としていた。

しかし、最終年に予定していたごみ減量化目標が平成24年度の間年までに達成する見込みとなったことにより、数値目標を平成23年度に見直しを行った。

その後、ごみ量の推移を見ながら施策の見直しを検討してきたことにより、前期計画期間を平成20年度から平成25年度の6年間とし、後期計画期間を平成26年度から平成29年度までの4年間とすることとした。

ただし、基本計画の前提条件などに大きな変化があった場合は、必要に応じて基本計画を見直すこととする。

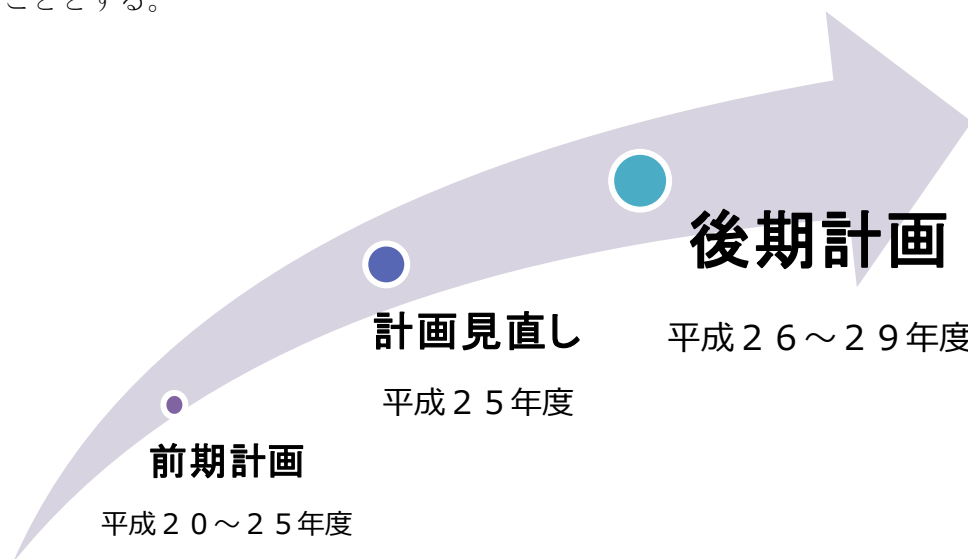


図1.3.1 本計画の計画期間



出所 (ハイ・ムーン 「京エコロジーセンター」 ホームページより)

